

事業系廃棄物の減量化・資源化・ 適正処理の推進

第2部 廃棄物について



横浜市資源循環局マスコット ミーオ・イーオ

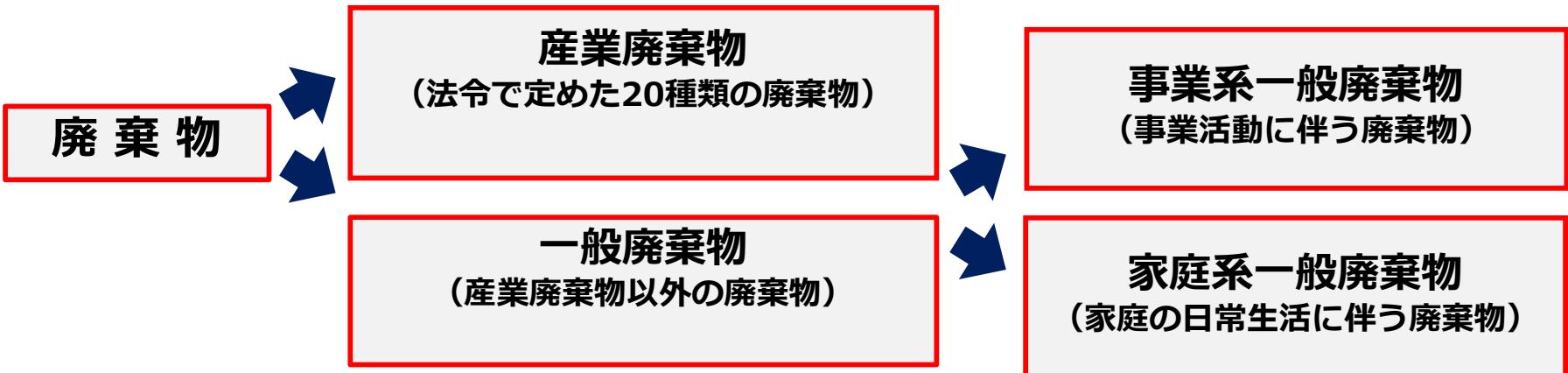
横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策課

廃棄物とは 廃棄物の定義と分類

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができないために不要となった固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

（法律第2条）

廃棄物の分類（法律第2条第2項、第4項）



このほか爆発性、毒性、感染性等のあるもの…

「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」

一般廃棄物について

【法律上の解釈】

一般廃棄物とは、廃棄物処理法において定められた、
産業廃棄物以外の廃棄物となります。

【一般廃棄物の種類】

- ・紙類→新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、オフィス紙、
ミックスペーパー
- ・生ごみ→食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など
【再生利用の促進が求められています！】
- ・その他→リサイクルできない紙、草、
落ち葉、剪定枝 など

事業系一般廃棄物の処理方法

廃棄物の運搬・処分の委託基準

一般廃棄物の処理は、

一般廃棄物収集運搬業者と一般廃棄物処分業者

産業廃棄物の処理は、

産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者

※その他環境省令で定める者に委託する。

(法律第6条の2第6項・第7項、第12条第5項～7項)

横浜市での事業系一般廃棄物の処理方法



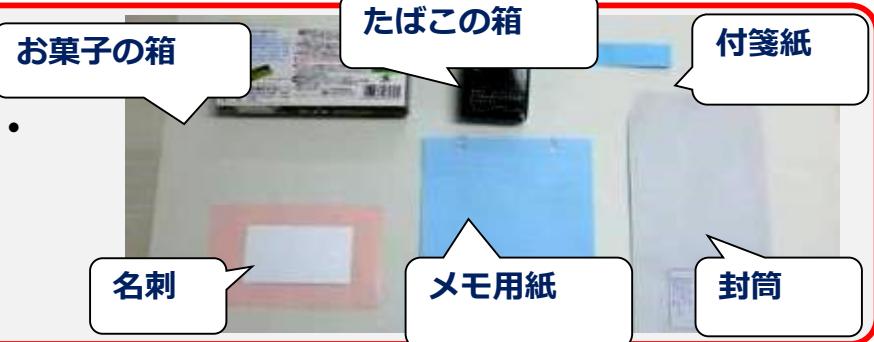
資源化できます！リサイクルへ（古紙）

古紙類…新聞、ダンボール、雑誌、オフィス紙、紙パック、
ミックスペーカー※などは、**種類毎に分別**し、
古紙問屋や製紙工場へ

★資源化可能な古紙は焼却工場へ搬入できません。

※ミックスペーカーとは？

名刺・封筒・メモ用紙・付箋紙・
シュレッターくず等の細かな紙類
包装紙・紙袋・菓子箱など



古紙を取り扱う業者は横浜市のHPで紹介しています。

「古紙を取り扱う横浜市内の業者一覧」「機密書類処理可能業者一覧」

リサイクルできない古紙もあります（リサイクル禁忌品）

汚れている紙、ビニールコート紙、写真、金紙・銀紙、感熱発泡紙、
裏カーボン紙など → 一般ごみ（燃やすごみ）へ

産業廃棄物について

全ての業種が対象

種類	
1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	ゴムくず
8	金属くず
9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
10	鉱さい
11	がれき類
12	ばいじん

業種限定のある産業廃棄物

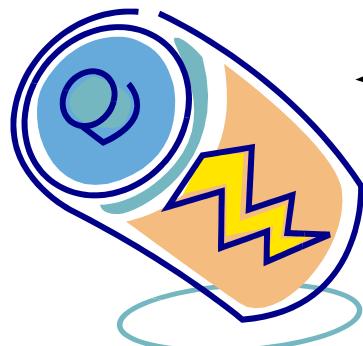
	種類	業種
13	紙くず	建設業、パルプ製造業等
14	木くず	建設業、木製品製造業等
15	纖維くず	建設業、纖維工業等
16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等
17	動物系固形不要物	と畜場等
18	動物のふん尿	畜産農業等
19	動物の死体	畜産農業等
20	産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの。	

産業廃棄物の代表例

種類	代表例
廃プラスチック類	<p>発泡スチロール、PPバンド、ペットボトル 弁当容器、ビニール袋、不織布マスク、 文具類、プラスチック製包装類 等</p> <p>プラスチック素材のものは、 全て産業廃棄物になります。 一般廃棄物には絶対に混ぜないでください！</p> 
金属くず	<p>空き缶、スチールラック、 スプレー缶 等</p> 
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	<p>空きびん、ガラス製品、 陶磁器くず、タイル、 石膏ボード 等</p> 

複数の種類にまたがる産業廃棄物

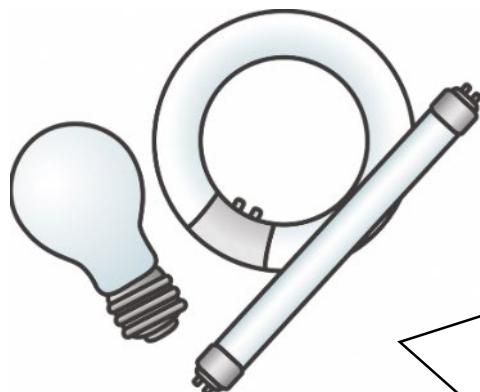
例えば・・・



乾電池は
金属くず
+汚泥



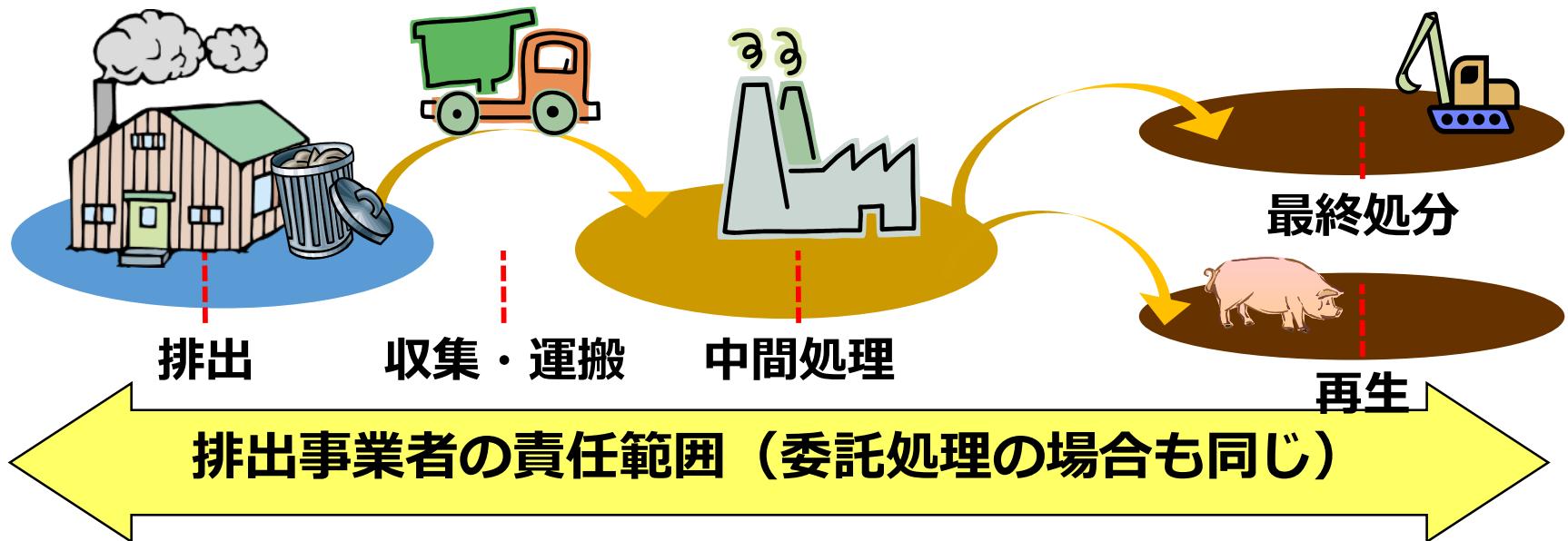
事務用机は
金属くず
+廃プラスチック類+木く
ずなど



蛍光灯は、
廃プラスチック類
+金属くず
+ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀
使用製品産業廃棄物を含む)

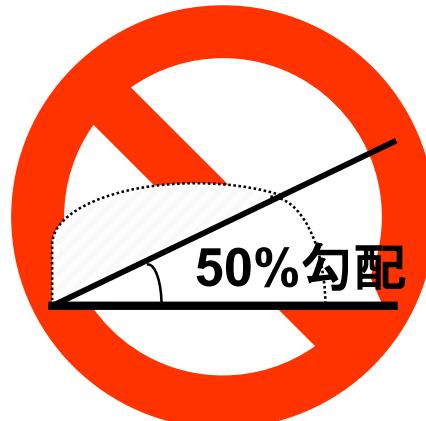
◆ 排出事業者がしなければならないこと

- ✓ 発生する廃棄物の種類・量の把握と分別
- ✓ **保管基準**に従った**保管**
- ✓ (収集運搬、処分の) 許可業者への委託
- ✓ **委託基準**に従った委託契約書の締結、マニフェストの使用
- ✓ 適正に最終処分まで行われたことの確認



保管基準

- 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いず保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管場所の各部分について、省令で定めるところによること。
- 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

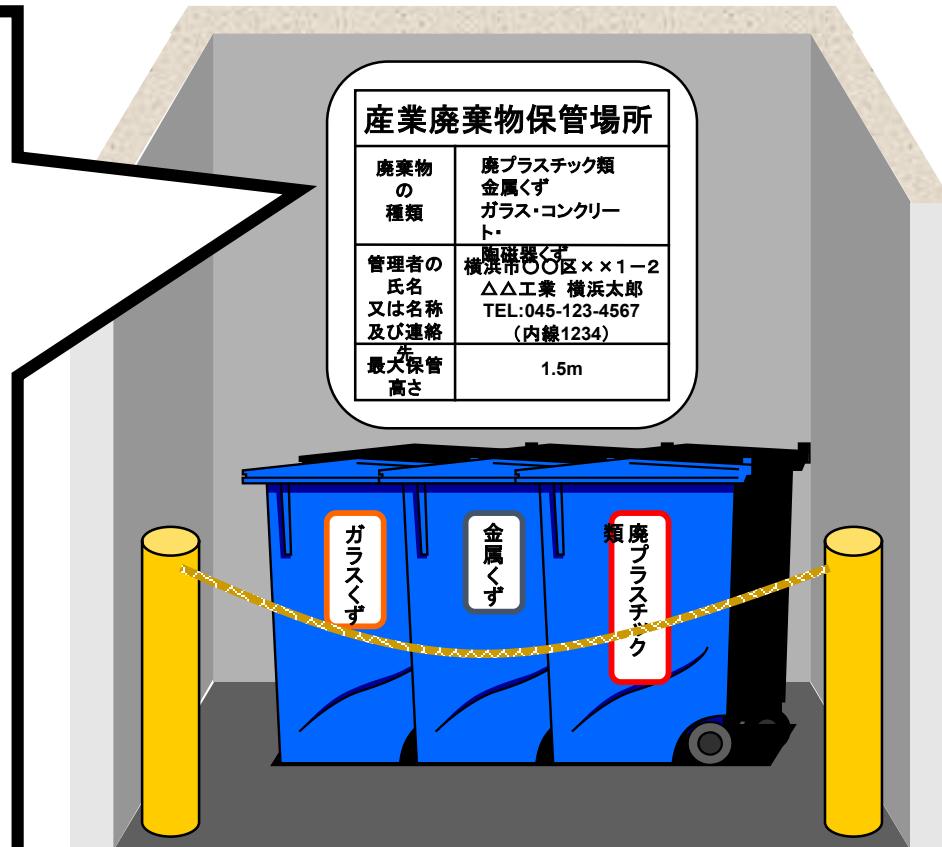


保管場所の要件

- ・周囲に囲いが設けられていること
- ・見やすい箇所に掲示板(タテ、ヨコ60cm以上)を設置すること

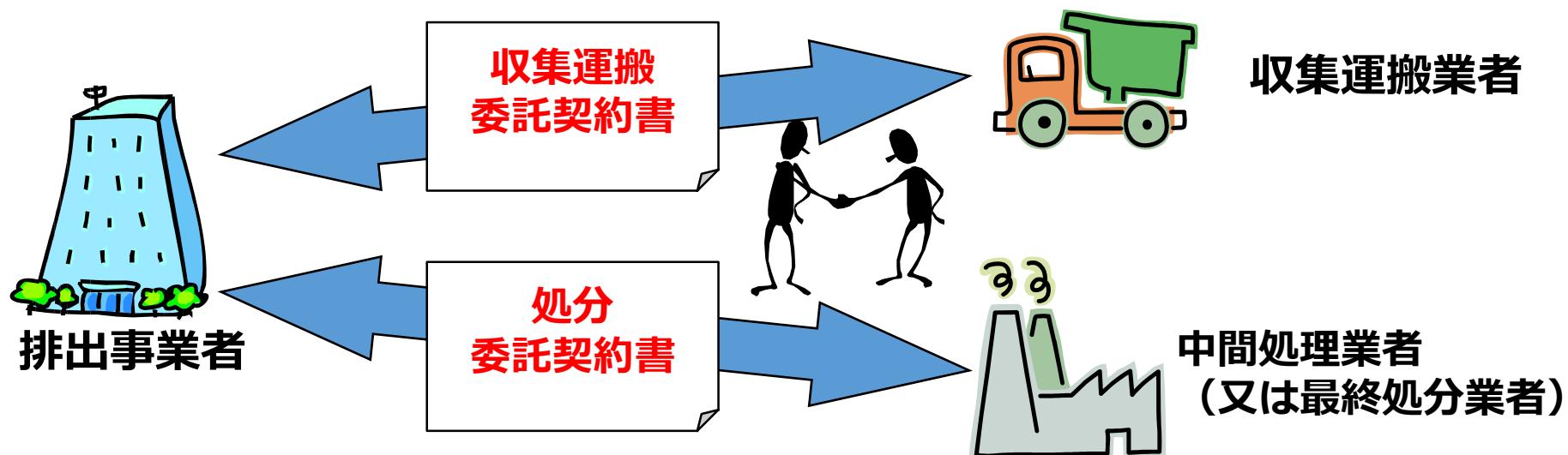
掲示板の表示内容の必須事項

- ①(特別管理)産業廃棄物の保管場所である旨
- ②保管する産業廃棄物の種類
- ③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④省令で定める最高の保管の高さ(屋外で容器を用いずに保管する場合のみ)



◆ 委託契約

- ・収集運搬と処分をそれぞれ許可業者に委託します。契約は原則として2者間契約とし、必ず文書で取りかわしてください。
- ・契約書は契約終了後、5年間保管しなければなりません。



産業廃棄物管理票（マニフェスト）

処理を委託する際には、必要事項を記載したマニフェストを交付しなければなりません。



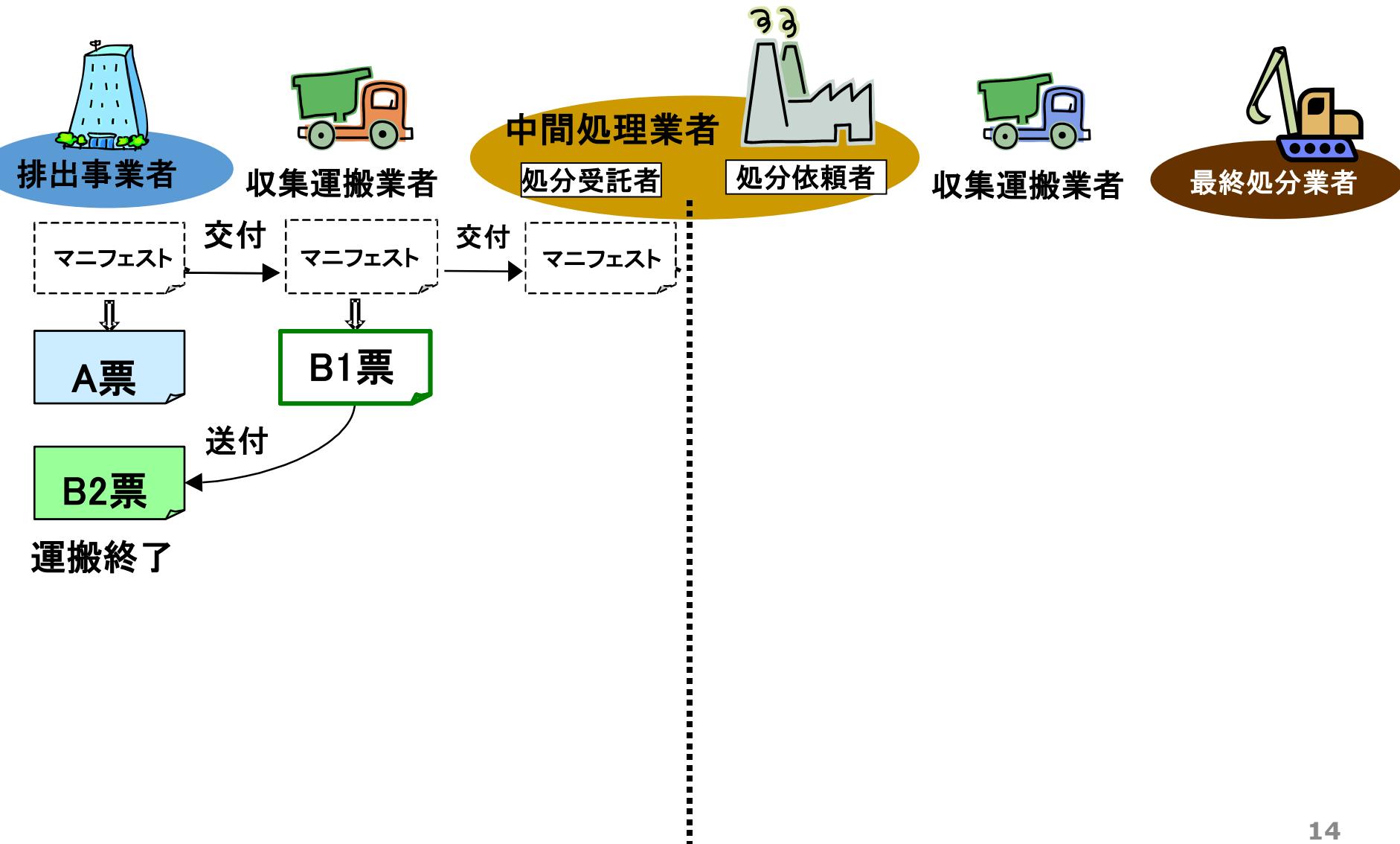
横浜市資源循環局マスコット イーオ

【注意】マニフェストは、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付する必要があります。

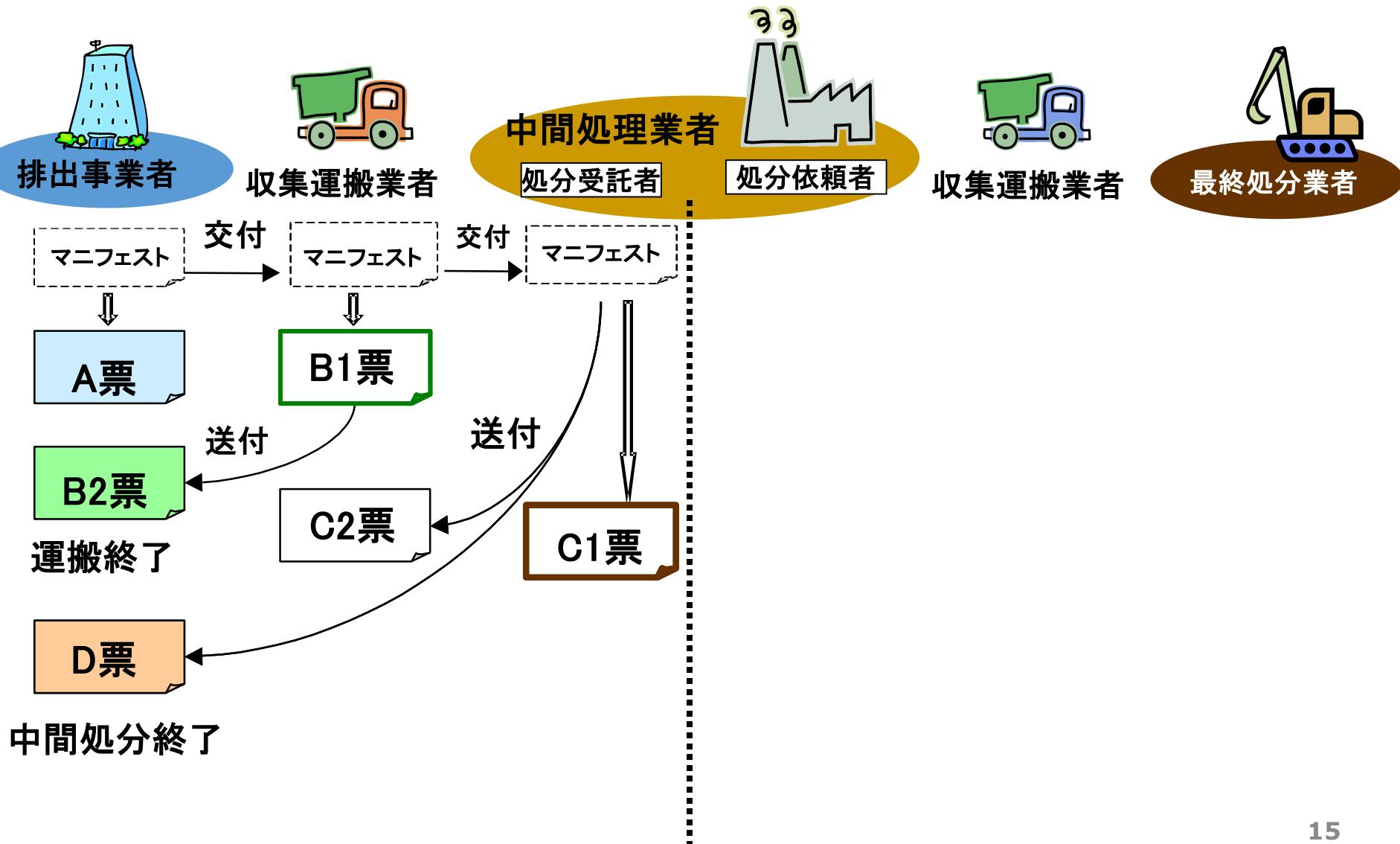
○マニフェストの目的

- ✓ 処理を委託する産業廃棄物の種類、数量、荷姿、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などの情報を処理業者に正確に伝える
- ✓ 処理の各段階で管理票の写しの送付を受けることにより、当該廃棄物の処理状況を把握する

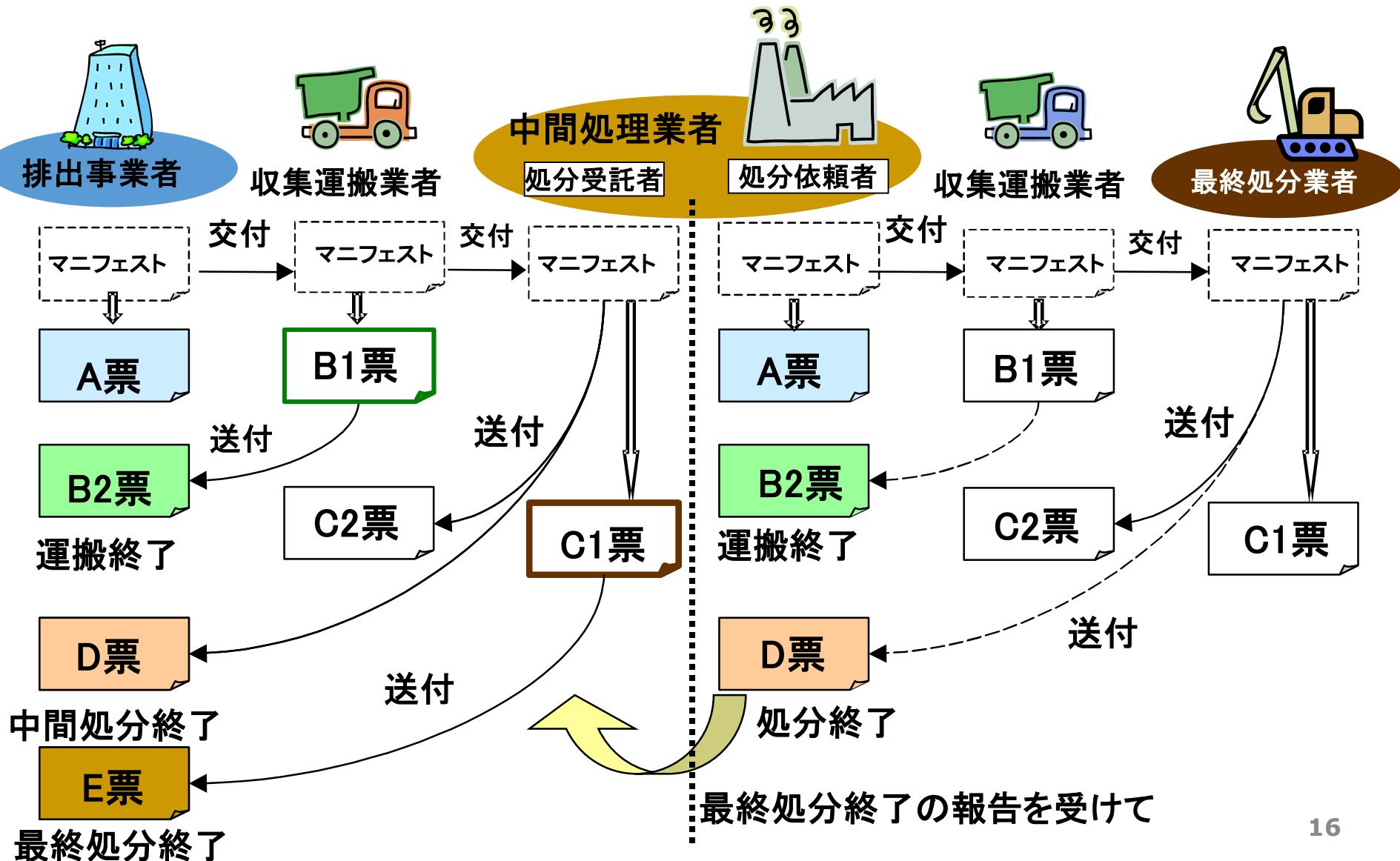
交付されたマニフェストの流れ



交付されたマニフェストの流れ



交付されたマニフェストの流れ



● 減量化・資源化等計画書の提出

※ 令和5年度から新様式に変わっています。

事業用大規模建築物の所有者は毎年 1 回提出

内容：廃棄物等の種類ごとに、

- ・過去 2 年の廃棄量・資源化量
- ・これから 1 年の排出計画

期限：毎年 5 月 31 日

● マニフェスト交付事業者の実績報告

内容：排出事業者ごとにその年の 3 月 31 日以前の一年間に
交付した管理票（マニフェスト）交付状況の報告

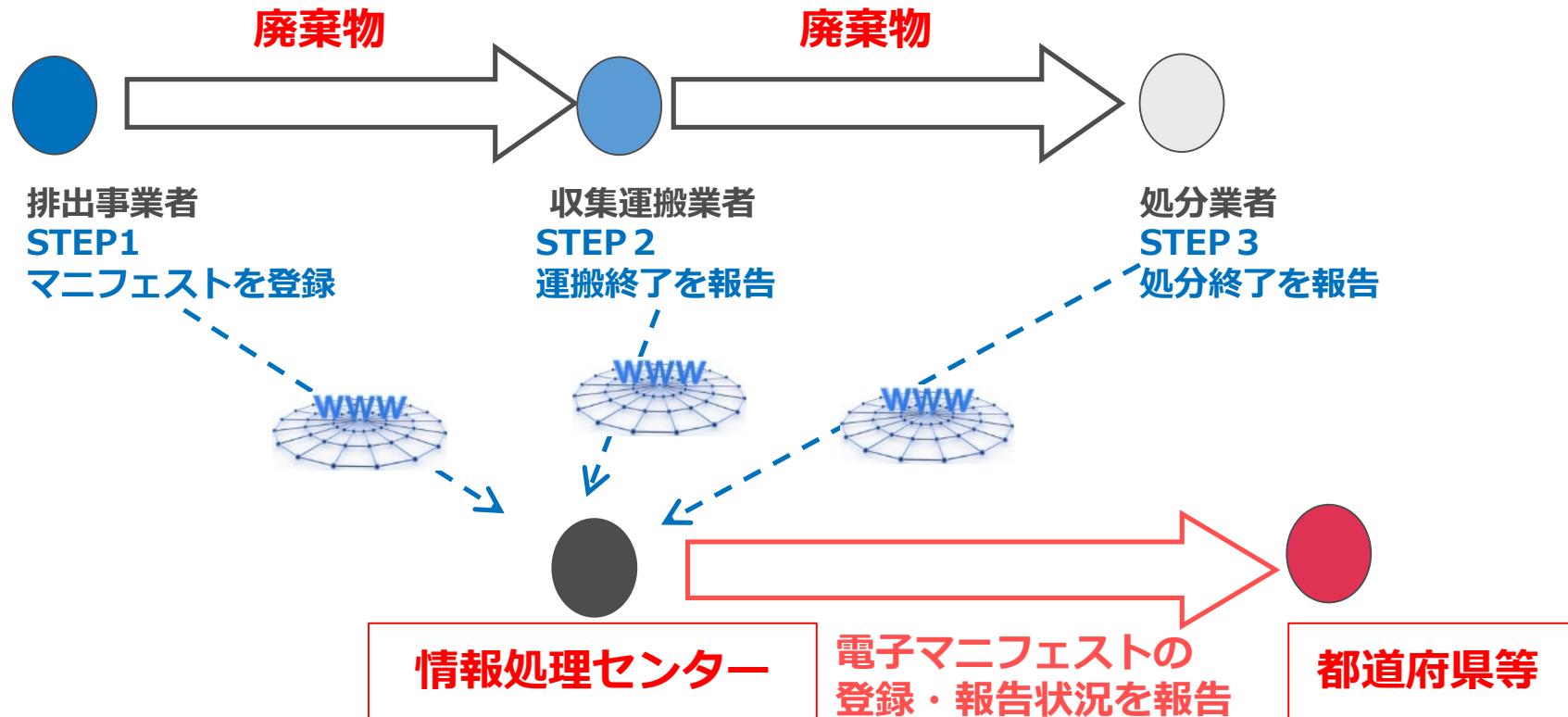
期限：毎年 6 月 30 日



横浜市
電子申請システム

電子マニフェスト制度

紙マニフェストに代えて、インターネットを使用して委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みです。



お問合せ先：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェスト導入のメリット

➤ 事務の効率化

- ・パソコンや携帯電話から登録・報告可能
- ・管理票の保存が不要
- ・処理状況の確認が容易 など

➤ 法令の遵守

- ・管理票の誤記・記載漏れ防止
- ・管理票の偽造防止 など
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第三号）の提出不要 ←情報処理センターより報告

（参考）未加入の事業者等を対象にした説明会

「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター」

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/setsumeikai_E.html

パンフレットについて

産業廃棄物の排出事業者が守らなければならない詳細な内容を記載した下記のパンフレットもご活用ください。

事業活動に伴って発生する
廃棄物の処理について

《令和5年5月》

横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

例えばこんなことも確認できます！

- ・20種類の産業廃棄物とは具体的にどういうもの？
- ・契約書に盛り込まなければいけない事項は何？
- ・マニフェストに記載しなければいけないことは何？

横浜市のホームページから
ダウンロードできます。



二次元コード